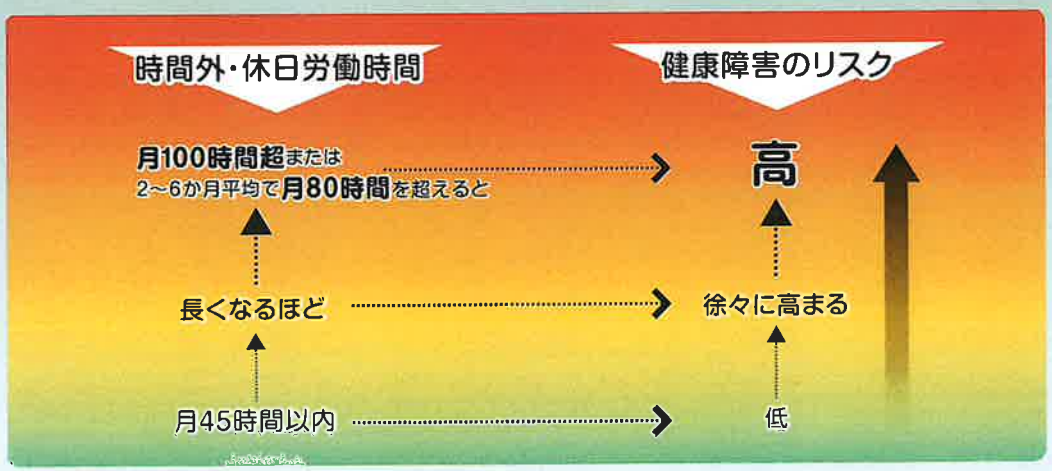
過重労働による健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。





厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、平成31年４月１日付基発0401第41号雇均発0401第36号改正）を策定し、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き１週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
④ ２～６か月平均で月 80 時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去２か月間、３か月間、４か月間、５か月間、６か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が 80 時間を超えるという意味です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
独立行政法人 労働者健康安全機構

1 時間外・休日労働時間を削減しましょう

36協定は限度時間等に適合したものとなっていますか？

36協定（時間外・休日労働に関する協定）で定める延長時間については、次の限度時間（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者を除く。）が定められています。

期　間	1か月	1年間
限度時間	45時間	360時間

- 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間であり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、
  - 時間外労働・・・年 720 時間以内
  - 時間外労働と休日労働の合計・・・月 100 時間未満
  - 時間外労働と休日労働の合計・・・「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が、全て1か月当たり80時間以内

  とする必要があります。
- 原則である月 45 時間を超えることができるのは、年6か月までです。
  （改正労働基準法の上限規制について、中小企業は令和2年4月1日から適用されます。また、適用が猶予・除外となる事業・業務があります。）
- 限度時間を超えて時間外・休日労働をさせる場合は、具体的に定めなければならず、「業務の都合上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招く恐れがあるものは認められません。また、限度時間を超えて時間外・休日労働時間をさせることができる時間を限度時間にできるだけ近づけるように努めなければなりません。
- 月45時間を超えて時間外労働を行わせることが可能な場合でも、健康障害防止の観点から、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。



年次有給休暇の取得を促進しましょう

- 労働基準法が改正され、年５日の年次有給休暇（以下「年休」という。）を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者が年休の取得にためらいを感じないように、年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

労働時間等の設定の改善のための措置を実施していますか？

- 労働時間等の設定の改善を図るため、労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）に基づき、必要な措置を講じましょう。
- 特に、勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するためのものであり、過重労働による健康障害の防止に資することから、勤務間インターバル制度の導入に努めましょう。

2 健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう

産業医及び衛生管理者等を選任していますか？

- 労働者の健康管理のため、事業場において選任した産業医、衛生管理者、衛生推進者等に健康管理に関する職務を適切に行わせましょう。
- 小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）は、産業医や保健師を選任して健康管理を行わせることが努力義務となっています。

※小規模事業場では、産業保健総合支援センターの地域窓口の産業保健サービスや、小規模事業場産業医活動助成金が活用できます。（10ページ参照）

産業医等に対する労働者の健康管理等に必要な情報を提供しましょう

- 産業医が産業医学の専門的立場から労働者の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医を選任した事業者は、産業医に対して、以下の情報を提供しなければなりません。
  - ①健康診断、②長時間労働者に対する面接指導、③ストレスチェックに基づく面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（措置を講じない場合は、その旨・その理由）
  - 時間外・休日労働時間が１月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報（高度プロフェッショナル制度対象労働者については、１週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間（健康管理時間の超過時間））
  - 労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの
- 事業者は、産業医の勧告を受けたときは衛生委員会等へ報告しましょう。また、産業医の勧告を受けたときは、勧告を受けた後、遅滞なく勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあっては、その旨・その理由）を衛生委員会等に報告しなければなりません。

健康相談の体制整備

- 事業者は、産業医の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法（健康相談の日時・場所等を含む。）及び産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法について労働者に周知させる必要があります。
- 医師等を選任した事業者は、医師等の業務の具体的な内容、医師等による健康相談の申出の方法（健康相談の日時・場所等を含む。）及び医師等による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法について労働者に周知するよう努めなければなりません。

衛生委員会等を設置していますか？

- 衛生委員会等を設置し、毎月１回以上開催しましょう。また、長時間労働者等に対する面接指導等に係る事項等をはじめ、健康管理について適切に調査審議を行いましょう。

長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関して、衛生委員会等では以下のような事項について調査審議を行います。

1. 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定等に関すること
2. 裁量労働制の適用者や管理監督者等を含む全ての労働者（高度プロフェッショナル制度適用者を除く）の労働時間の状況の把握に関すること
3. 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること
4. 労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
5. 申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること
6. 面接指導等を実施する場合における「事業場で定める必要な措置の実施に関する基準」の策定に関すること
7. 面接指導又は面接指導に準ずる措置の実施対象者（法令により義務づけられている面接指導の実施対象者を除く。）を定める基準の策定に関すること
8. 事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関すること

※高度プロフェッショナル制度適用者について（ただし、労基法第41条の２第１項に規定する委員会において、調査審議が行われている場合を除きます。）

- 健康管理時間の把握に関すること
- 面接指導の実施方法及び実施体制に関すること
- 面接指導の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
- 面接指導の申出を行ったことにより当該適用者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること
- 休日確保措置、選択的措置及び健康・福祉確保措置に関すること

健康診断を確実に実施していますか？

- 常時使用する労働者に対し、１年以内に１回、定期に健康診断を実施しなければなりません。
- 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、６か月以内に１回の特定業務従事者健康診断を実施しなければなりません。
- 脳・心臓疾患に関する血圧等一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者には、労災保険制度による二次健康診断等特定保健指導に関する給付（二次健康診断等給付）制度を活用しましょう。

健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

- 事業者は，健康診断において異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

長時間労働者への医師による面接指導制度について

医師による面接指導制度の趣旨は‥

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものです。

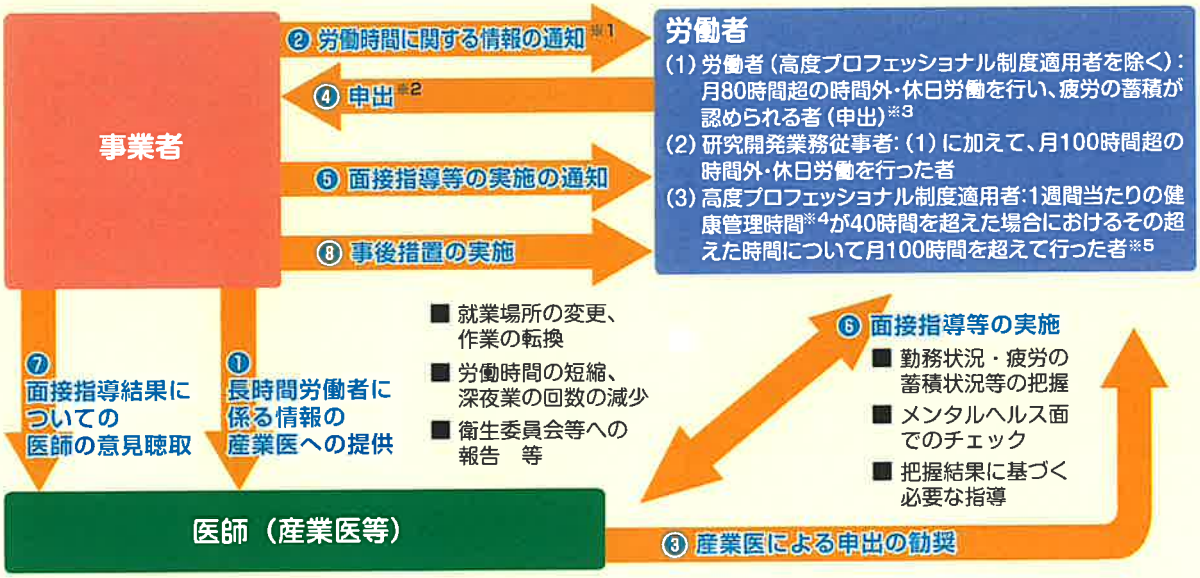


面接指導とは‥

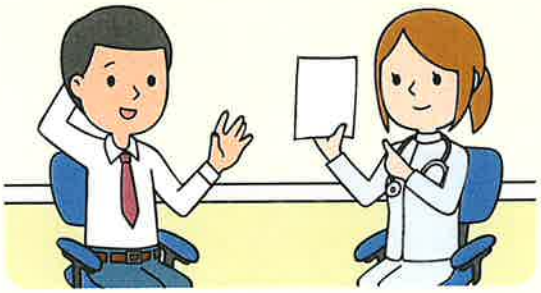
問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて必要な指導を行うことをいいます。

長時間労働者への面接指導制度の概要

脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下「脳・心臓疾患」という。)の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導または面接指導に準じた必要な措置を講ずるように努めましょう。

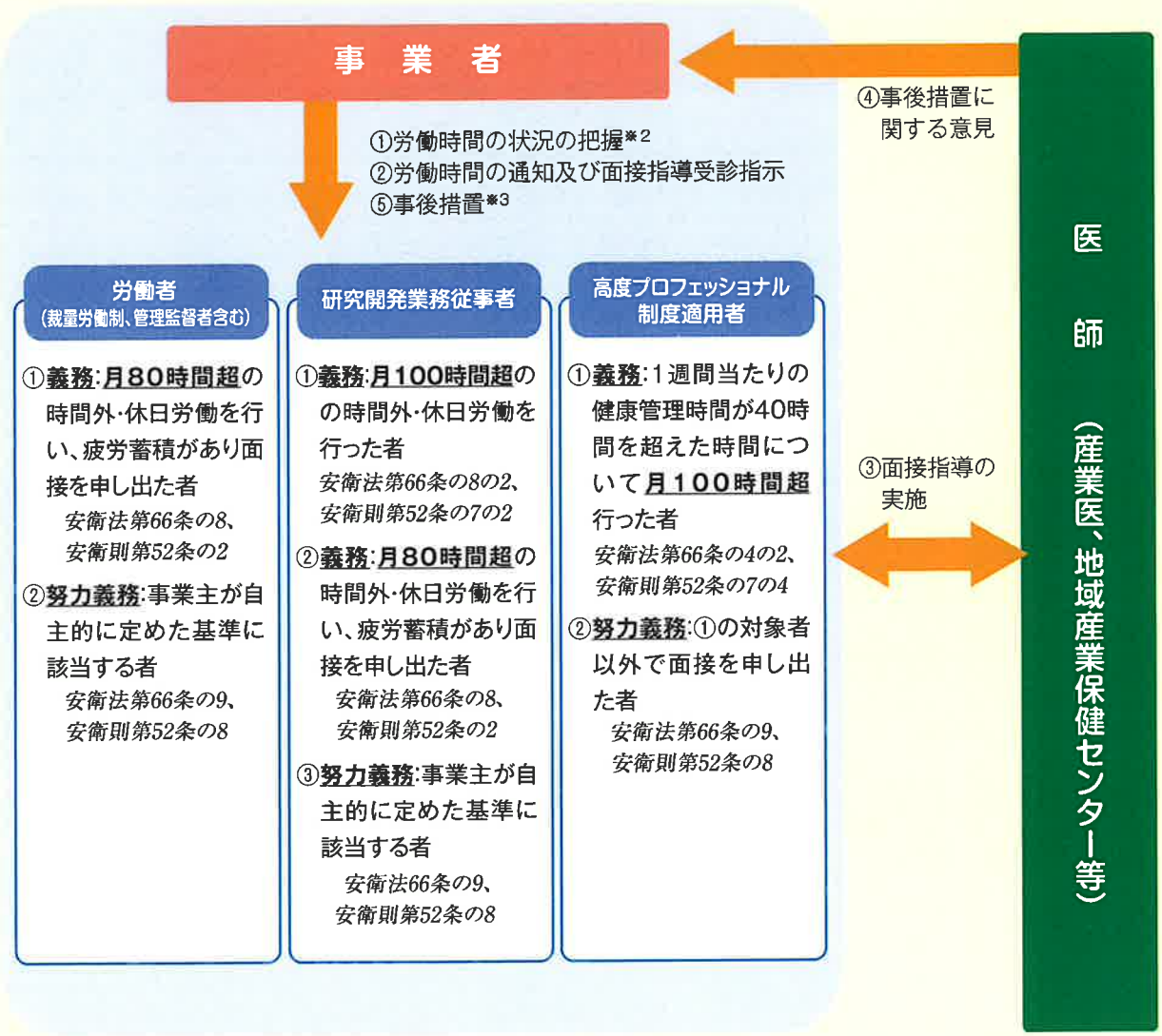


※1 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者が対象。
※2 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象
※3 月80時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。
月45時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認めた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましい。
※4 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間(労使委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間)と事業場外において労働した時間との合計の時間。
※5 1週間当たりの健康管理時間が、40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり100時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。



面接指導等の実施

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働※1等をしている労働者に対して、事業者は医師による面接指導を行う。



※1 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。
※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。
※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。

1 長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう

医師による面接指導の対象となる労働者は‥

(1)労働者(高度プロフェッショナル制度適用者を除く):月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者(申出)※1
(2)研究開発業務従事者:(1)に加えて、月100時間超の時間外・休日労働を行った者
(3)高度プロフェッショナル制度適用者:1週間当たりの健康管理時間※2が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について月100時間を超えて行った者※3

※1 月80時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。
月45時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認めた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましい。
※2 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間(労使委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間)と事業場外において労働した時間との合計の時間。
※3 1週間当たりの健康管理時間が、40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり100時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。

労働時間の状況を適正に把握していますか?

●労働時間の状況を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する必要があります。

※労働時間の状況の把握はタイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等のログ記録等客観的な方法、その他の適切な方法によらなければなりません。
※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働時間の適正な把握を行うようにしましょう。
※裁量労働対象労働者や管理・監督者等含む全ての労働者(高度プロフェッショナル制度適用者を除く)について、労働時間の状況を把握する必要があります。
※高度プロフェッショナル制度適用者については、健康管理時間(注1)の把握が必要です。

注1 健康管理時間=事業場内にいた時間+事業場外労働の時間

時間外・休日労働時間が月80時間を超えたら‥

事業者

●月80時間を超えた労働者本人に当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。
●申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
●時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しなければなりません。

※小規模事業場では、産業保健総合支援センターの地域窓口において実施する、医師による面接指導を活用することができます。
※時間外・休日労働時間1か月あたり80時間超100時間以下の研究開発業務従事者であって申出を行った者には医師による面接指導を行わなければなりません。

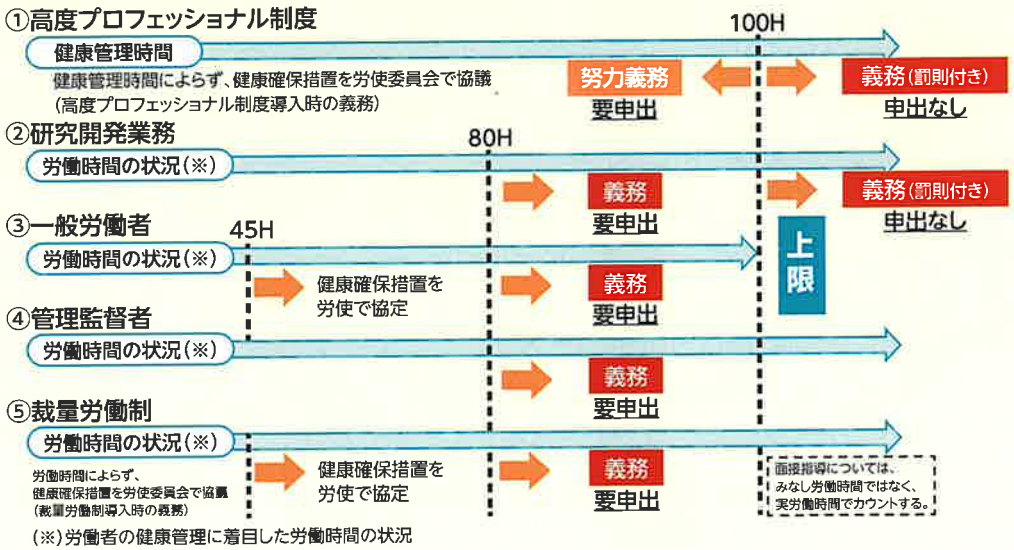
労働者

●面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

産業医

●労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導を実施する産業医は「長時間労働者への面接指導チェックリスト(医師用)」等を活用しましょう。

各労働時間制度に係る医師の面接指導の要件



(※)労働者の健康管理に着目した労働時間の状況

事業場において基準を設定するに当たっては‥

※ 時間外・休日労働時間が月４５時間を超えたら‥

事業者 ➡

●健康への配慮が必要な者が面接指導等の措置の対象となるよう基準を設定し、面接指導等（医師による面接指導又は面接指導に準ずる措置）を実施することが望まれます。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

面接指導に準ずる措置の例

例1) 労働者に対し保健師等による保健指導を行う
例2) 労働者の疲労蓄積度チェックリストで疲労蓄積度を把握し、必要な労働者に対し面接指導を行う
例3) 事業者が産業医等から事業場の健康管理について助言指導を受ける

2 時間外・休日労働時間の算定・申出の手続き

1か月の時間外・休日労働時間数＝1か月の総労働時間数―(計算期間1か月間の総暦日数／7)×40

1か月の総労働時間数＝労働時間数(所定労働時間数)＋延長時間数(時間外労働時間数)＋休日労働時間数

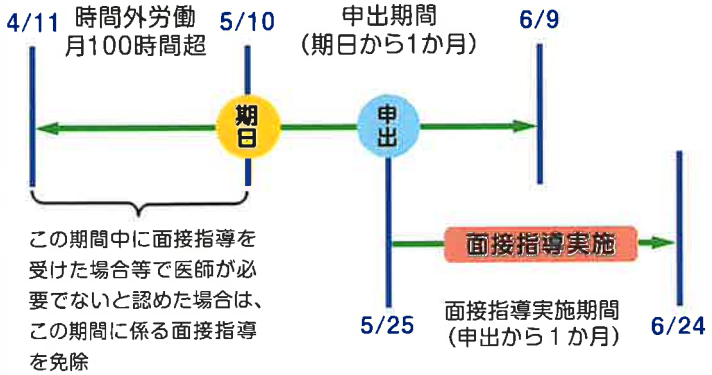
➡時間の算定は、毎月１回以上、一定の期日（例えば、賃金締切日）を定めて行わなければなりません。また、算定の結果、１か月の時間外・休日労働時間数が80時間を超えた労働者の氏名と、その超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

➡事業者は、時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者に対し、労働時間に関する情報を通知しなければなりません。

➡事業者は、時間外・休日労働が月80時間を超えない労働者についても、労働時間に関する情報について開示の求めがあれば、開示することが望まれます。

面接指導の申出期間・実施期間について（毎月10日〆の場合）

例）5月10日期日の場合



面接指導に係る申出の様式例

労働安全衛生法第66条の8の面接指導に係る申出書

令和○年○月○日

事業者　職氏名　殿

所属

氏名

私は労働安全衛生規則第52条の2第1項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1.面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）
□ 会社が指定する医師
□ 自分が希望する医師

2.面接指導を受ける日時
令和　年　月　日　時～　時又は
令和　年　月(初・中・下旬)

3.面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

➡申出は書面や電子メール等の記録が残るものとします（様式例参照）。

●「高度プロフェッショナル制度適用者」については、

➡健康管理時間が、1週間当たり40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり80時間を超えた高度プロフェッショナル制度適用者の氏名及び当該適用者に係る当該超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

3 医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

➡事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。

➡医師の意見聴取は、面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適当です。

➡事業者は、面接指導等の記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

➡面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで足ります。

4 事後措置の実施の際に留意すべき事項

➡事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は適切な措置を実施しなければなりません。

➡面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携をしつつ対応を図りましょう。

➡特にメンタルヘルス不調に関して、面接指導の結果、労働者に対し不利益な取扱いをしてはならないことに留意しましょう。

5 事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

➡事業場で定める基準の策定は、衛生委員会等における調査審議の内容を踏まえて決定するとともに、長時間労働に係る医学的知見を考慮し、以下の点に十分留意しましょう。

- 時間外・休日労働時間が月８０時間を超えた全ての労働者に面接指導を実施するよう基準の策定に努めましょう。
- 時間外・休日労働時間が月４５時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるように基準を設定することが望まれます。

例1）時間外・休日労働時間が１月当たり45時間を超える労働者で産業医が必要と認めた者には、面接指導を実施する。

例2）時間外・休日労働時間が１月当たり45時間を超える労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医等に提供し、事業場における健康管理について事業者が助言指導を受ける。

6 面接指導等を確実に実施するために

➡月８０時間超の時間外・休日労働をさせた事業場又はそのおそれのある事業場等においては、衛生委員会等で調査審議のうえ、以下の①及び②を図りましょう。調査審議の際は、申出を行うことによる不利益取扱いの防止など、申出がしやすい環境となるよう配慮しましょう。

① 申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備

② 労働者に対し、申出方法等の周知徹底

➡面接指導を実施する医師は、産業医や産業医の要件を備えた医師等が望まれます。

➡面接指導の実施の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。

➡派遣労働者への面接指導は、派遣元事業者に実施義務が課せられます。

➡時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者全員に対して面接指導を実施する場合は、事業者は対象者全員に面接指導の実施の通知等を行い、労働者が申込みを行ったことなどをもって申出を行ったものとみなします。

産業保健総合支援センター・地域窓口（地域産業保健センター）の支援をご活用ください

産業保健総合支援センター及びその地域窓口（地域産業保健センター）では、事業者の産業保健活動を支援しています。利用は無料です。

産業保健総合支援センター（全国47か所）

○産業保健に関する様々なテーマの研修、セミナー
○メンタルヘルス対策促進員の職場訪問による支援
（ストレスチェック制度の導入に関する支援、指針に基づくメンタルヘルス対策に関する支援、管理監督者向け教育　研修、若年労働者向け教育研修）
○窓口、電話、メール等での産業保健に関する相談対応　　ほか

地域窓口（全国350か所）※労働者数50人未満の小規模事業場向け

○健康診断結果についての医師からの意見聴取
○長時間労働者や高ストレス者（面接指導対象者）に対する医師による面接指導
○メンタルヘルス不調を感じている労働者の医師・保健師による相談対応
○医師、保健師等の専門家の個別訪問による労働衛生管理に関する助言・指導　　ほか

詳しくは最寄りの産業保健総合支援センター・地域窓口又はホームページでご案内しています。

労働者健康安全機構（本部）

○産業保健関係助成金（ストレスチェックの実施や職場環境改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場における産業医の選任等に対する助成金、治療と仕事の両立支援助成金等）

ナビダイヤル®　ナヤミヲシロウ　**0570−783046**（助成金関係）

※このパンフレットは、平成 22 年に厚生労働省が中央労働災害防止協会に委託して作成したものを、その後の法令改正等を踏まえ改訂したものです。

都道府県労働局（労働基準部） 一覧

都道府県労働局	郵便番号	住　所	TEL
北海道 労働局	060-8566	札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311(代)
青　森 労働局	030-8558	青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4113
岩　手 労働局	020-8522	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 5F	019-604-3007
宮　城 労働局	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-299-8839
秋　田 労働局	010-0951	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6683
山　形 労働局	990-8567	山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3F	023-624-8223
福　島 労働局	960-8021	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	024-536-4603
茨　城 労働局	310-8511	水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6215
栃　木 労働局	320-0845	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎	028-634-9117
群　馬 労働局	371-8567	前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-896-4736
埼　玉 労働局	330-6016	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー 15F	048-600-6206
千　葉 労働局	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎	043-221-4312
東　京 労働局	102-8306	千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 13F	03-3512-1616
神奈川 労働局	231-8434	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7353
新　潟 労働局	950-8625	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-288-3505
富　山 労働局	930-8509	富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-2731
石　川 労働局	920-0024	金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 5F・6F	076-265-4424
福　井 労働局	910-8559	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2657
山　梨 労働局	400-8577	甲府市丸の内 1-1-11	055-225-2855
長　野 労働局	380-8572	長野市中御所 1-22-1	026-223-0554
岐　阜 労働局	500-8723	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 3F	058-245-8103
静　岡 労働局	420-8639	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 3F・5F	054-254-6314
愛　知 労働局	460-8507	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-972-0256
三　重 労働局	514-8524	津市島崎町 327-2 津第 2 地方合同庁舎	059-226-2107
滋　賀 労働局	520-0806	大津市打出浜 14-15	077-522-6650
京　都 労働局	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451	075-241-3216
大　阪 労働局	540-8527	大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館 9F	06-6949-6500
兵　庫 労働局	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 16F	078-367-9153
奈　良 労働局	630-8570	奈良市法蓮町 387 奈良第 3 地方合同庁舎	0742-32-0205
和歌山 労働局	640-8581	和歌山市黒田 2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1151
鳥　取 労働局	680-8522	鳥取市富安 2-89-9	0857-29-1704
島　根 労働局	690-0841	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5F	0852-31-1157
岡　山 労働局	700-8611	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086-225-2013
広　島 労働局	730-8538	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	082-221-9243
山　口 労働局	753-8510	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館	083-995-0373
徳　島 労働局	770-0851	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9164
香　川 労働局	760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 3F	087-811-8920
愛　媛 労働局	790-8538	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 5F	089-935-5204
高　知 労働局	781-9548	高知市南金田 1-39	088-885-6023
福　岡 労働局	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 4F	092-411-4798
佐　賀 労働局	840-0801	佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第 2 合同庁舎	0952-32-7176
長　崎 労働局	850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル 3F・4F・6F	095-801-0032
熊　本 労働局	860-8514	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9F	096-355-3186
大　分 労働局	870-0037	大分市東春日町 17-20 大分第 2 ソフィアプラザビル 6F	097-536-3213
宮　崎 労働局	880-0805	宮崎市橘通東 3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8835
鹿児島 労働局	892-8535	鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279
沖　縄 労働局	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎（1 号館）3F	098-868-4402

都道府県産業保健総合支援センター（産保センター）等　一覧

	施設名称	郵便番号	住　所	TEL
	北海道 産業保健総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北１条西 7-1 プレスト１・７ビル 2F	011-242-7701
	青　森 産業保健総合支援センター	030-0862	青森市古川 2-20-3 朝日生命青森ビル 8F	017-731-3661
	岩　手 産業保健総合支援センター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 14F	019-621-5366
	宮　城 産業保健総合支援センター	980-6015	仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30 15F	022-267-4229
	秋　田 産業保健総合支援センター	010-0874	秋田市千秋久保田町 6-6 秋田県総合保健センター 4F	018-884-7771
	山　形 産業保健総合支援センター	990-0047	山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 4F	023-624-5188
	福　島 産業保健総合支援センター	960-8031	福島市栄町 6-6 NBF ユニックスビル 10F	024-526-0526
	茨　城 産業保健総合支援センター	310-0021	水戸市南町 3-4-10 水戸 FF センタービル 8F	029-300-1221
	栃　木 産業保健総合支援センター	320-0811	宇都宮市大通り 1-4-24 MSC ビル 4F	028-643-0685
	群　馬 産業保健総合支援センター	371-0022	前橋市千代田町 1-7-4 群馬メディカルセンタービル 2F	027-233-0026
	埼　玉 産業保健総合支援センター	330-0064	さいたま市浦和区岸町 7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル 3F	048-829-2661
	千　葉 産業保健総合支援センター	260-0013	千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル 8F	043-202-3639
	東　京 産業保健総合支援センター	102-0075	千代田区三番町 6-14 日本生命三番町ビル 3F	03-5211-4480
	神奈川 産業保健総合支援センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第 6 安田ビル 3F	045-410-1160
	新　潟 産業保健総合支援センター	951-8055	新潟市中央区礎町通二ノ町 2077 朝日生命新潟万代橋ビル 6F	025-227-4411
	富　山 産業保健総合支援センター	930-0856	富山市牛島新町 5-5 インテックビル（タワー 111）4F	076-444-6866
	石　川 産業保健総合支援センター	920-0031	金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 9F	076-265-3888
	福　井 産業保健総合支援センター	910-0006	福井市中央 1-3-1 加藤ビル 7F	0776-27-6395
	山　梨 産業保健総合支援センター	400-0047	甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館	055-220-7020
	長　野 産業保健総合支援センター	380-0935	長野市中御所 1-16-11 鈴正ビル 2F	026-225-8533
	岐　阜 産業保健総合支援センター	500-8844	岐阜市吉野町 6-16 大同生命・廣瀬ビル地下 1F	058-263-2311
	静　岡 産業保健総合支援センター	420-0034	静岡市葵区常磐町 2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル 9F	054-205-0111
	愛　知 産業保健総合支援センター	460-0004	名古屋市中区新栄町 2-13 栄第一生命ビル 9F	052-950-5375
	三　重 産業保健総合支援センター	514-0003	津市桜橋 2-191-4 三重県医師会館 5F	059-213-0711
	滋　賀 産業保健総合支援センター	520-0047	大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 8F	077-510-0770
	京　都 産業保健総合支援センター	604-8186	京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5F	075-212-2600
	大　阪 産業保健総合支援センター	540-0033	大阪市中央区石町 2-5-3 エル・おおさか南館 9F	06-6944-1191
	兵　庫 産業保健総合支援センター	651-0087	神戸市中央区御幸通 6-1-20 ジイテックスアセントビル 8F	078-230-0283
	奈　良 産業保健総合支援センター	630-8115	奈良市大宮町 1-1-32 奈良交通第 3 ビル 3F	0742-25-3100
	和歌山 産業保健総合支援センター	640-8137	和歌山市吹上 2-1-22 和歌山県日赤会館 7F	073-421-8990
	鳥　取 産業保健総合支援センター	680-0846	鳥取市扇町 115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング 6F	0857-25-3431
	島　根 産業保健総合支援センター	690-0003	松江市朝日町 477-17 松江 SUN ビル 7F	0852-59-5801
	岡　山 産業保健総合支援センター	700-0907	岡山市北区下石井 2-1-3 岡山第一生命ビルディング 12F	086-212-1222
	広　島 産業保健総合支援センター	730-0011	広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 5F	082-224-1361
	山　口 産業保健総合支援センター	753-0051	山口市旭通り 2-9-19 山口建設ビル 4F	083-933-0105
	徳　島 産業保健総合支援センター	770-0847	徳島市幸町 3-61 徳島県医師会館 3F	088-656-0330
	香　川 産業保健総合支援センター	760-0050	高松市亀井町 2-1 朝日生命高松ビル 3F	087-813-1316
	愛　媛 産業保健総合支援センター	790-0011	松山市千舟町 4-5-4 松山千舟 454 ビル 2F	089-915-1911
	高　知 産業保健総合支援センター	780-0870	高知市本町 4-1-8 高知フコク生命ビル 7F	088-826-6155
○	福　岡 産業保健総合支援センター	812-0016	福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡県メディカルセンタービル 1F	092-414-5264
	佐　賀 産業保健総合支援センター	840-0816	佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビル 4F	0952-41-1888
	長　崎 産業保健総合支援センター	852-8117	長崎市平野町 3-5 建友社ビル 3F	095-865-7797
	熊　本 産業保健総合支援センター	860-0806	熊本市中央区花畑町 9-24 住友生命熊本ビル 3F	096-353-5480
	大　分 産業保健総合支援センター	870-0046	大分市荷揚町 3-1 いちご・みらい信金ビル 6F	097-573-8070
	宮　崎 産業保健総合支援センター	880-0806	宮崎市広島 1-18-7 大同生命宮崎ビル 6F	0985-62-2511
	鹿児島 産業保健総合支援センター	890-0052	鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル 4F	099-252-8002
	沖　縄 産業保健総合支援センター	901-0152	那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 2F	098-859-6175
	労働者健康安全機構 （勤労者医療・産業保健部産業保健課）	211-0021	川崎市中原区木月住吉町 1-1 事務管理棟	044-431-8660

2019.08.81,000